

議案第 9 4 号

負担付きの寄附の受納について

負担付きの寄附を受納したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 9 号の規定により議会の議決を求める。

平成 2 1 年 9 月 3 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 寄附の目的

平成 2 1 年 6 月 4 日付けで川崎市（以下「市」という。）と株式会社藤子・F・不二雄プロ及び藤本正子との間で締結した「（仮称）藤子・F・不二雄ミュージアムの整備に向けた覚書」（以下「覚書」という。）に基づき、「（仮称）藤子・F・不二雄ミュージアム」を設置するため

2 寄附の対象

(1) 寄附の対象は、覚書第 2 条第 1 項に定める土地に寄附者が建設する建物（^く躯体、外部仕上げ、内部仕上げ、電気設備、空調設備、給排水設備及び昇降機設備をいう。）とし、概要は次のとおりとする。

構 造	面 積	用 途
鉄筋コンクリート造	約 3, 3 0 0 m ²	美術館

(2) 建物に関する著作権、意匠権、商標権その他一切の知的財産権及び展示物は、寄附の対象に含まないものとする。

(3) 寄附者は、建物の竣工後、速やかにこれを市に引き渡すものとする。

3 寄附者

東京都新宿区西新宿6丁目22番1号

株式会社 藤子・F・不二雄プロ

代表取締役社長 伊藤 善章

川崎市多摩区

藤本 正子

4 寄附の条件

(1) 市は、次の覚書を遵守すること。

(仮称) 藤子・F・不二雄ミュージアムの整備に向けた覚書

川崎市(以下「甲」という。)並びに株式会社藤子・F・不二雄プロ及び藤本正子(以下両者合わせて「乙」という。)は、生田緑地内に(仮称)藤子・F・不二雄ミュージアム(以下「ミュージアム」という。)を設置することについて、次のとおり覚書を締結する。

(趣旨)

第1条 この覚書は、平成18年2月に甲及び乙で締結した基本合意に基づき、ミュージアム整備に向けた事業内容等について定めるものとする。

2 事業の推進にあたっては、平成20年12月に甲及び乙が協議の上策定した「(仮称)藤子・F・不二雄ミュージアム基本構想」(以下「基本構想」という。)を踏まえ、甲及び乙が相互協力して取組を進めるものとする。

(ミュージアムの建設等)

第2条 乙は、甲に対して、ミュージアムの建物等の負担付きの寄附の申し込みを行い、甲による川崎市議会(以下「市議会」という。)の議決を得ることを条件とし、生田緑地内の約5,000平方メートルの土地(多摩区长尾2丁目1271番1 他。)にミュージアムを建設する。

2 甲は、ミュージアムを、都市公園法第2条第2項に規定する公園施設とする。

3 甲は、市議会の議決を得ることを条件とし、第1項により寄附を受けたミュージアムを、地方自治法(以下「法」という。)第244条第1項に規定する公の施設として条例により設置する。

(ミュージアムの名称)

第3条 ミュージアムの名称は「川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム」とする。

2 甲は、前項の名称を市議会の議決を得ることを条件とし、第2条第3項の条例により定める。

(ミュージアムにおける事業)

第4条 ミュージアムにおいては、基本構想に基づき、おおむね次に掲げる事業を行う。

- (1) 収集及び保管
- (2) 展示及び公開
- (3) 調査及び研究
- (4) 広報及び普及
- (5) その他設置目的を達成するために必要な事業

(ミュージアムの管理運営等)

第5条 甲は、甲乙協議の上、乙が指名する法人を、市議会の議決を得ることを条件とし、法第244条の2に規定する指定管理者として、期間を定めて指定する。

2 甲は、予算の定めるところにより、指定管理者に対し、指定管理委託料を支払う。

(作品の提供等)

第6条 乙は、指定管理者に対して、ミュージアムの運営に必要な作品の提供及び展示等に関する協力を行う。

(利用料金)

第7条 甲は、市議会の議決を得ることを条件とし、法第244条の2第8項の規定により利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(建物に関する修繕)

第8条 ミュージアムの開館後、建物の維持管理における修繕の必要が生じた場合は、大規模な修繕については甲の負担を原則とする。

2 甲が負担する経費については、予算の範囲内で行う。

(基盤整備等)

第9条 甲は、乙によるミュージアム建設と連動した敷地内の緑化等の基盤整備及び安全性や利便性に配慮した交通アクセス等の周辺整備について、甲乙協議の上、最大限努力する。また、乙は、整備に伴う案内標示等のデザイン

について協力する。

(知的財産権)

第10条 乙が甲に寄附するミュージアムの建物等及び甲に協力して作成する案内標示等のデザインに関する著作権等の知的財産権は、乙が留保する。

(日程)

第11条 甲及び乙は、ミュージアムの開館時期について、平成23年9月3日を目途に最大限努力する。

(ミュージアム事業の拡充等)

第12条 甲及び乙は、ミュージアム事業の拡充等について継続的に協議する。

(その他)

第13条 この覚書に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年6月4日

甲 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市

川崎市長 阿部 孝夫

乙 東京都新宿区西新宿6-22-1

株式会社藤子・F・不二雄プロ

代表取締役社長 伊藤 善章

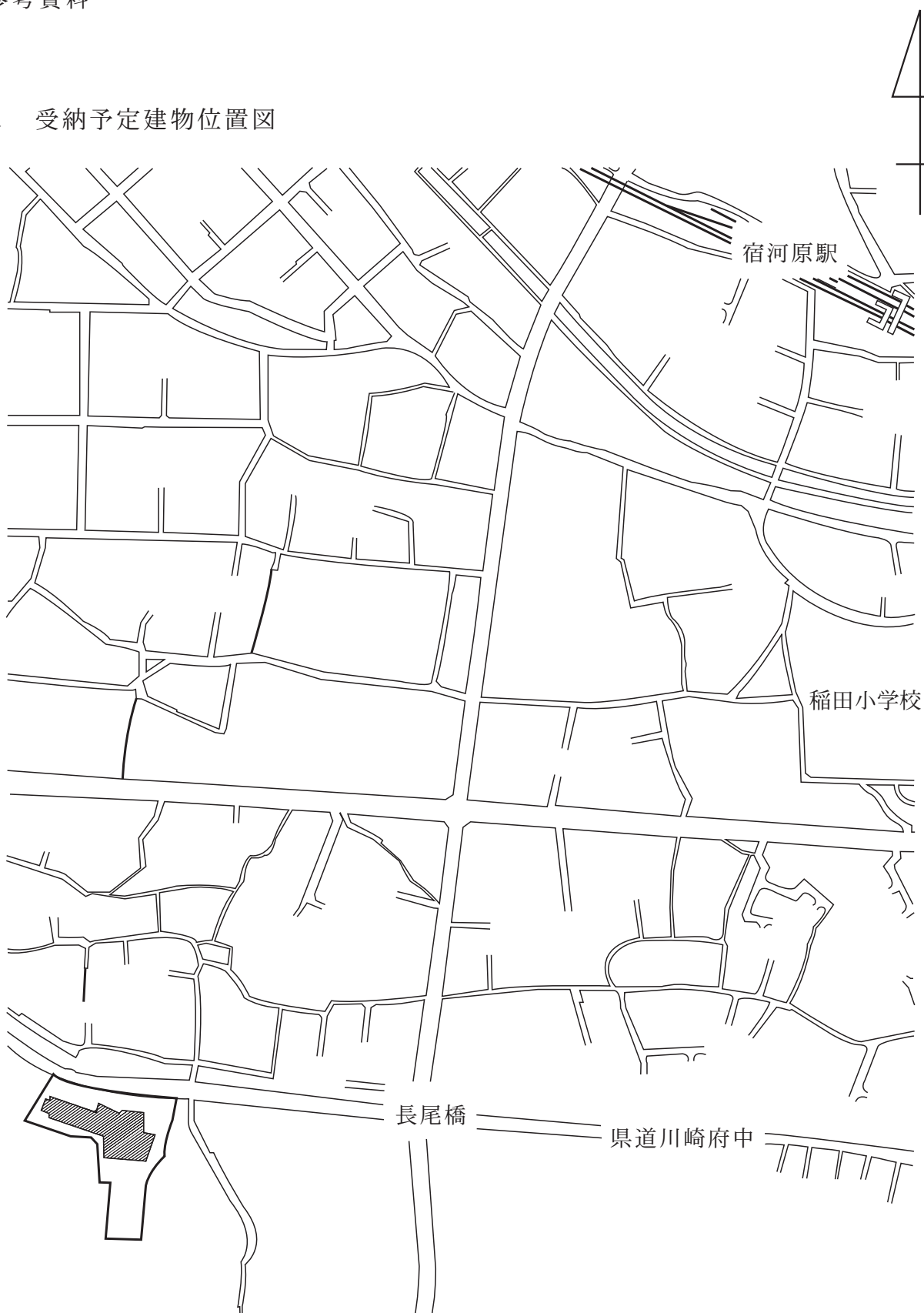
神奈川県川崎市多摩区

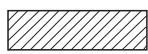
藤本 正子

- (2) 市は、建物を第三者（国及び地方公共団体を含む。）に譲渡しないこと。
- (3) 市は、寄附を受ける建物について、建築設計、建築監理及び施工に係る寄附者のかし担保に関する契約上の地位を継承した場合、寄附者に対し、かし担保責任を追及しないこと。

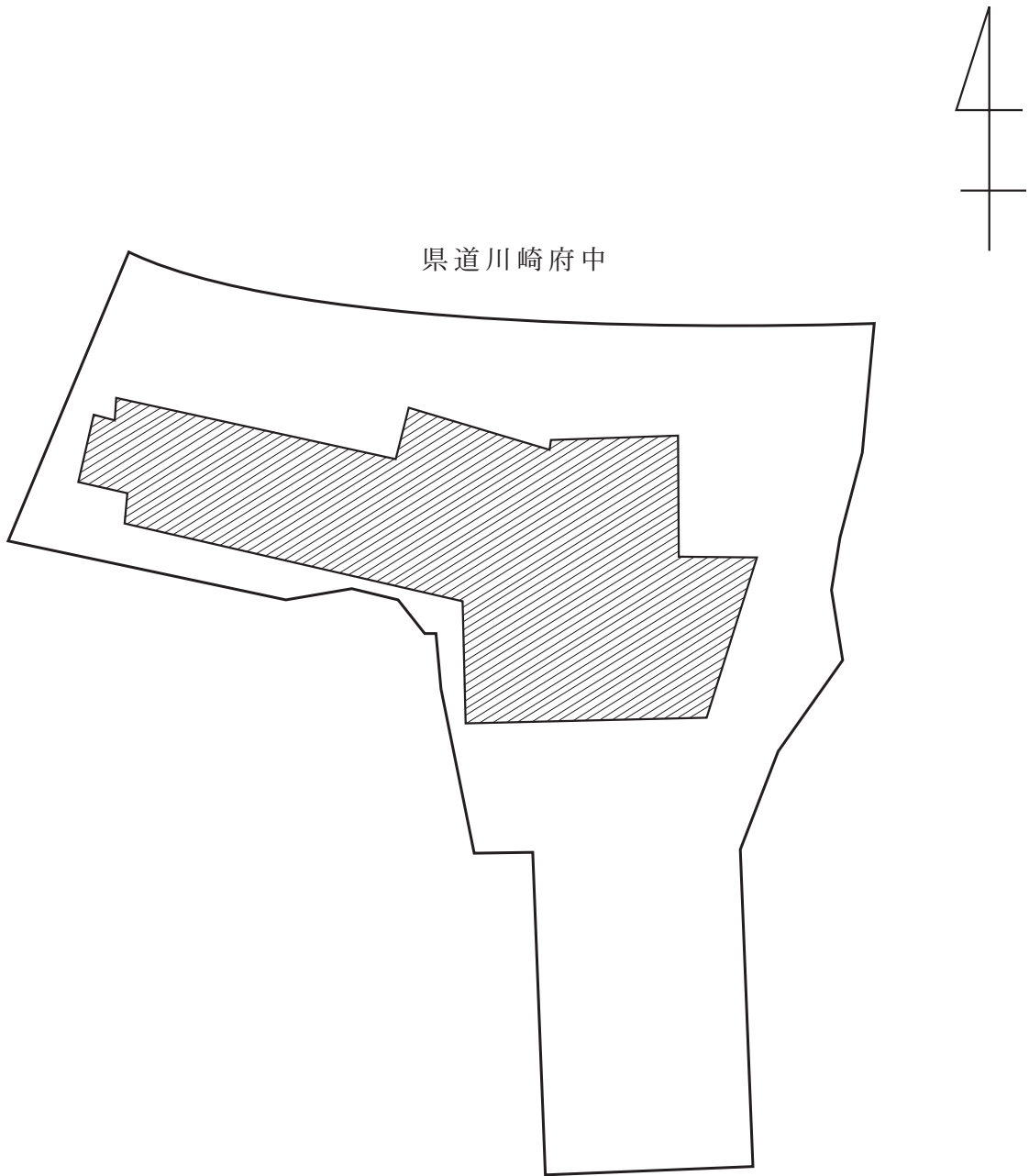
- (4) 市が前各号に違反した場合は、寄附者は、寄附に係る契約を解除できること。この場合において、寄附者から請求のあったときは、市は、建物の返還に代えて金銭補償を行うこと。


1 受納予定建物位置図



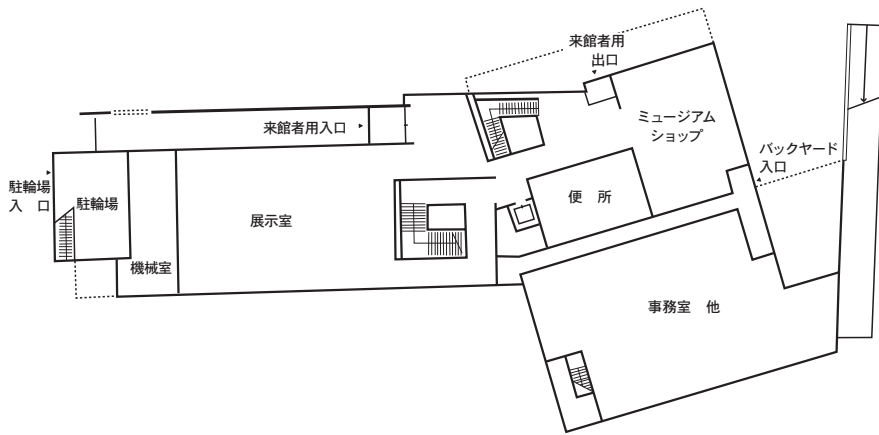
凡 例	
	受納予定建物

2 受納予定建物配置図

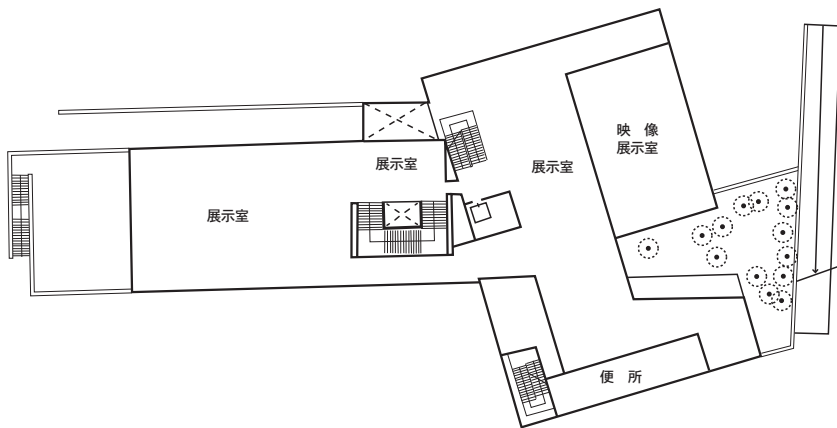


凡	例
	受納予定建物

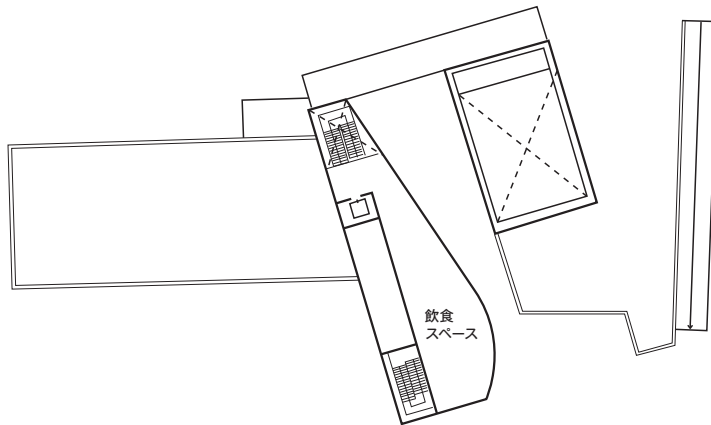
3 各階別受納予定平面図



1階平面図



2階平面図



3階平面図